

会議の公開等について

1 会議の公開について

- ・ 本市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、当会議についても、これに準じ、原則として公開するものとします。
- ・ ただし、会議の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

2 会議録について

- ・ 資料 1－2～資料 1－4 参照

参考 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- ・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
- ・ 公開しないとの条件で任意に提供された資料等がある場合 等

会議録の作成方法等について

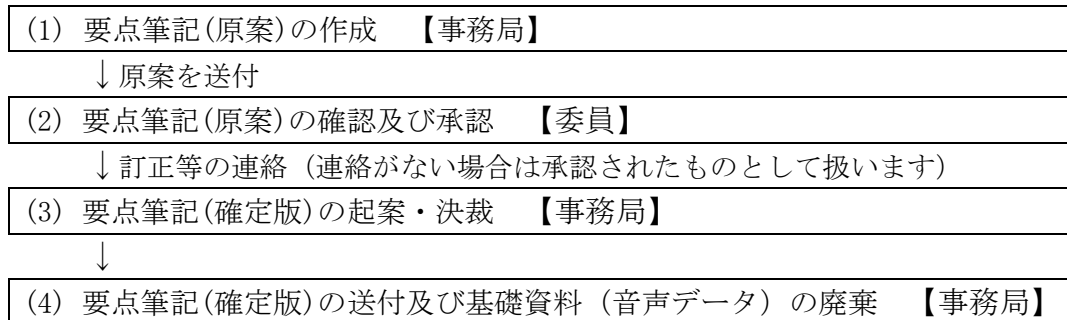
令和5年4月1日から運用開始された米沢市会議録の作成に関する指針（以下、指針という）に基づき当会議における会議録の作成方法等について定めるものです。

1 会議録の作成方法（指針第4条）

- ・当会議で作成する会議録は要点筆記とします。（指針第2条第2号の会議）
- ・会議録作成のため、会議を録音します。
- ・録音した音声データの文字おこしは行いません。
- ・基礎資料（音声データ）は会議録の決裁後に保存不要のものとして廃棄します。

2 会議録の作成手順（指針第6条）

- ・当会議の会議録は、次の手順で作成及び承認手続を行います。



3 会議録の記載事項（指針第5条）

指針に基づき会議録の記載を行います。※別紙様式参考

要点筆記の例です。会議録の作成方法により記載します。
会議録【全文筆記】、会議要旨

会議録【要点筆記】

会議名称	第〇回 米沢市〇〇〇〇審議会															
開催日時	令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分～午前〇時〇分															
開催場所	米沢市役所 〇階 〇〇会議室															
出席者	<table border="0"> <tr> <td></td><td>(委員等氏名)</td><td>(所属団体等)</td></tr> <tr> <td>会長</td><td>〇〇〇〇</td><td>(〇〇〇大学〇〇部教授)</td></tr> <tr> <td>副会長</td><td>〇〇〇〇</td><td>(〇〇〇協議会会長)</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>〇〇〇〇</td><td>(〇〇〇会)</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>〇〇〇〇</td><td>(公募委員)</td></tr> </table>		(委員等氏名)	(所属団体等)	会長	〇〇〇〇	(〇〇〇大学〇〇部教授)	副会長	〇〇〇〇	(〇〇〇協議会会長)	委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)	委員	〇〇〇〇	(公募委員)
	(委員等氏名)	(所属団体等)														
会長	〇〇〇〇	(〇〇〇大学〇〇部教授)														
副会長	〇〇〇〇	(〇〇〇協議会会長)														
委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)														
委員	〇〇〇〇	(公募委員)														
欠席者	<table border="0"> <tr> <td></td><td>(委員等氏名)</td><td>(所属団体等)</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>〇〇〇〇</td><td>(〇〇〇会)</td></tr> </table>		(委員等氏名)	(所属団体等)	委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)									
	(委員等氏名)	(所属団体等)														
委員	〇〇〇〇	(〇〇〇会)														
事務局 出席者	〇〇部長、〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇課主任（〇〇担当） ※原則として、職名を記載すること。															
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員紹介・事務局職員紹介 4 正副会長選任 5 会議の公開又は非公開 6 議事 (1)〇〇〇の調査報告及び〇〇計画（案）について (2)〇〇〇事業の状況について 7 その他 8 閉会															
会議資料	次第 委員名簿 資料1「〇〇〇調査報告書及び〇〇計画（案）」 資料2「〇〇〇事業の状況」															
会議内容																
【1～3 省略】 ※必要に応じて記載します。 【4 正副会長選任】 米沢市〇〇〇条例第〇条第〇項の規定により、正副会長を委員が互選。会長に〇〇〇〇委員、副会長に〇〇〇〇委員が選任された。 【5 会議の公開又は非公開】 公開 ※非公開とした場合は、その理由を記載します。 例：米沢市情報公開条例第7条第〇号に規定する不開示情報に関する審議のため 公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないため																

【6 議事】

(1)〇〇〇の調査報告及び〇〇計画（案）について

事務局 （〇〇〇の調査報告及び〇〇計画（案）について、資料1に基づき説明）
会長 〇〇〇調査報告について、〇〇〇と考えられる…各委員の意見をお願いしたい。
委員 〇〇〇〇…

(2)〇〇〇事業の状況について

会長 〇〇〇〇…
事務局 △△△△…
委員 〇〇〇〇…

【7 その他】

事務局 △△△△…
会長 〇〇〇〇…

【8 閉会】

※「会議内容」については、会議録の作成方法により記載方法が異なります。なお、発言者名は記載しません。

「全文筆記」
意見等を要約せず、発言順に会話文形式（原則として発した言葉のまま）で記載します。

「要点筆記」
意見等の趣旨を損ねることなく要約して記載します。原則として発言順に記載しますが、より会議内容を分かりやすく表記できる場合は、この限りではありません。なお、記載例は発言順です。

「会議要旨」
会議の結果等について、その概要を簡潔に記載します。記載例は下記のとおりです。

この会議録（会議要旨）が正確であることを承認します。

会議録（会議要旨）署名人

会長 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇

※会議要旨の「会議内容」の記載例

1 正副会長の選任

互選により、会長〇〇〇〇氏、副会長〇〇〇〇氏が選任された。

2 〇〇〇の調査報告及び〇〇計画（案）について

事務局から説明があり、質疑応答の結果、〇〇〇を〇〇に見直しするなど一部修正することが承認された。

主な質疑は以下のとおり

〇〇〇…

〇〇〇…

3 〇〇〇事業の状況について

事務局から状況報告があり、引き続き〇〇事業を推進していくことが了承された。

4 その他

△△△△…

米沢市会議録の作成に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、会議録を適切に作成し、会議内容を明らかにすることにより、市政運営の透明性を向上させることを目的とする。

(対象となる会議)

第2条 この指針の対象となる会議は、次に掲げるとおりとする。ただし、市議会又は市長以外の執行機関の会議録については、法令等又はそれぞれの機関等の定めるところによる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関の会議
- (2) 市の規則、規程又は要綱等により設置された組織の会議であり、市職員以外の構成員を含む会議
- (3) 前2号に掲げる会議以外で、会議を所管する部課等の長が対象となると認めた会議

(会議録の作成)

第3条 この指針の対象となる会議は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の作成方法)

第4条 会議録は、次に掲げるいずれかの方法に従って作成するものとする。

- (1) 会議録（全文筆記）
 - (2) 会議録（要点筆記）
 - (3) 会議要旨
- 2 会議録の作成方法については、会議の種類や重要度に応じて適切な方法を選択し、適正な会議録の作成に努めなければならない。
- 3 前項の選択に当たっては、おおむね次の表を参考とし、あらかじめ会議に諮って、その方法を決定するものとする。

会議の種類	会議録の作成方法
第2条第1号及び第2号の会議	会議録（全文筆記）又は会議録（要点筆記）
第2条第3号の会議	会議録（要点筆記）又は会議要旨

(会議録の記載事項)

第5条 会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催年月日、開始時刻及び終了時刻
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の役職及び氏名
- (5) 会議の公開又は非公開
- (6) 会議内容
- (7) 会議資料
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成手順及び保存)

第6条 会議録の作成は、原則として次の手順に従って行うものとする。

- (1) 原案の作成、所管課長等の確認
- (2) 出席者による承認手続
- (3) 所管課長等の決裁

2 前項第2号に規定する出席者による承認手続は、次の表に掲げるいずれかの方法で行うものとし、あらかじめ会議に諮って、その方法を決定するものとする。ただし、市職員のための会議において出席者による承認手続が必要でないと認めたときは、この手続を省略することができる。

承認手続	
会議録の承認	会議録への署名等
出席者全員に会議録案を送付し、一定の確認期間を設けたうえで、次回の会議において承認を得る又は別の方法により承認を得る。	出席者全員の署名又は会議の長及びあらかじめ指名する出席者の署名
	出席者全員又は会議の長及びあらかじめ指名する出席者の回答文書
	上記に準じる方法として会議が認めるもの

3 会議録については、米沢市文書管理規程（平成2年米沢市訓令第16号）で規定する保存期間が満了するまでこれを保管及び保存するものとする。

4 会議録の基礎資料である音声データ等は、米沢市文書管理規程に則り取り扱うものとする。

(会議録の公表)

第7条 公開した会議の会議録は、決裁後速やかに、米沢市情報公開条例（平成24年米沢市条例第30号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する記載事項を除き、所管する課等で閲覧に供するよう努めるとともに、広く周知が必

要なものは市のホームページに掲載し公表するよう努めるものとする。ただし、当該会議録の公表等について、法令若しくは条例で別段の定めがあるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月1日以降の会議から適用する。

《役員を選任について》

規約第 6 条に基づき、会長を米沢市副市長とし、副会長 1 名と監事 2 名を互選する。

役 職	所属職名等	氏 名
副会長		
監 事		
監 事		

令和 7 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業報告

1 協議会の開催

	実施日	内 容
第 1 回	7/3 (木)	・ 議事 (1) 令和 6 年度事業報告並びに収支決算について (2) 令和 7 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・ 報告 (1) 基本目標の達成状況について (2) まちなか定額タクシー運行開始について (3) バス無料の日実績について

2 計画に位置付けられた事業の実施状況

重点事業番号	事 業	内 容
1-1-①	市街地循環路線の再編見直し (右回り・左回り)	・ まちなか定額タクシーの運行開始 ・ 米沢栄養大学・米沢女子短期大学学生との 意見交換会
2-1-①	郊外部の路線バスの再編・見直し	・ 山交バス窪田線を見直し、運行開始
2-1-②	運行方法・交通モード等の見直し	愛宕地区 上長井乗合タクシー実証運行開始 広幡地区、六郷地区、塩井地区 広井郷乗合タクシー実証運行開始 窪田地区 窪田乗合タクシー実証運行開始
2-2-(3)	車両サイズの適正化の実施	・ 市街地循環路線（左回り）において、小型 車両から中型車両へ入れ替え
3-1-②	維持・管理に要する財源の確保	・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助 金の申請及び交付
3-1-③	奥羽新幹線の整備と米沢-福島 間トンネル整備の早期実現	・ 新幹線を活用した生鮮などの輸送及び販売 ・ 国及び東日本旅客鉄道㈱へ要望活動 ・ 懸垂幕掲示
3-2-(3)	鉄道の輸送改善及び鉄道駅舎施 設のバリアフリー化	・ 米坂線復旧に向けた検討
4-1-②	バス待ち環境の改善	・ 皇大神社前バス停移設 ・ 興譲館高校前バス停移設

5－1－①	IC カードの活用	・ IC カード普及活動 (1) 市役所での販売 (2) 米沢駅 ASK での販売
5－2－(4)	事業者の運転手確保等の支援	・ 夜間タクシー不足対策のポスター作成

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

福島大学/前橋工科大学 吉田 樹 氏を招聘し、計画に位置付けられた事業実施全般に係るコーディネートや助言をいただいた。

資料 4

令和 7 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 収支決算

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	156,495	156,495	0	令和 6 年度からの繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	505	49,235	48,730	夜間タクシーポスター制作費、ICカード売上、預金利子等
歳入合計			157,000	205,730	48,730	

歳出

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	27,000	0	△ 27,000	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	130,000	103,335	△ 26,665	夜間タクシーポスター制作費、ICカード利用促進に係る経費
3 予備費	1 予備費	1 予備費				
歳出合計			157,000	103,335	△ 53,665	

歳入決算額 205,730

歳出決算額 103,335

差引 102,395 は令和 8 年度に繰越

監 査 報 告 書

米沢市地域公共交通活性化協議会

会長 吉田 晋平 様

令和7年度収支決算について、関係帳票類など監査の結果、
適正に処理されていることを認めます。

令和8年4月22日

監事 佐藤 香奈

監事 高橋 優子

※原本には、自署・押印をいただいております。
個人情報保護の観点から、監査報告書には記載しておりませんので
御了承ください。

令和 8 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の改定及び実施等に関する協議を行うため、次の事業を実施する。

1 計画の推進

計画において定めた各プロジェクトを実施する。

○市街地の魅力向上プロジェクト

- （1）市街地循環路線の再編・見直し

学園都市線の運行内容見直しを行う。

○市街地へのアクセス性確保プロジェクト

- （1）運行方法・交通モード等の見直し

万世地区公共交通の見直しを行う。

各地区乗合タクシーについて、必要に応じて運賃値上げを含めた見直しを行う。

- （2）車両サイズの適正化の実施

市街地循環路線（右回り）について、中型車両に入れ替える。

○広域連携強化プロジェクト

- （1）奥羽新幹線の整備と山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備の早期実現

米沢-福島間におけるトンネル整備の早期実現に向けた要望活動及び利用促進の取組を行う。

- （2）鉄道の輸送改善及び鉄道駅舎施設のバリアフリー化

米坂線復旧に向けた検討を行う。

- （3）MaaS に基づくサービスの展開

米沢市官民連携 DX チャレンジプロジェクトを活用し、交通拠点におけるタクシーのデジタル配車について導入を進める。

○利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト

- （1）バス待ち環境の改善

バス停見守り隊の拡充を目指し、該当となり得るバス停の検討を行う。

- （2）運行情報の公表・更新

ダイヤ等の改正に合わせ、データの更新を行う。

○公共交通の基盤固めプロジェクト

- （1）事業者の運転手確保等の支援

交通事業者の第二種免許取得支援補助を行う。（R8 新規事業）

- （2）IC カードの活用

普及促進活動とデータの活用を行う。

米沢市役所での IC カード販売を行う。

米沢駅 ASK での IC カード販売を行う。

(3) バスの乗り方教室の実施

バス利用啓発パンフレットを活用したバスの乗り方教室実施の周知を行う。

2 次期米沢市地域公共交通計画の作成に向けた協議等の実施

令和 9 年度から令和 13 年度までを計画期間とする次期米沢市地域公共交通計画案に係る業務委託、協議、調査業務を行う。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

アドバイザーを招聘し、各種事業の実施に係る助言をもらう。

資料 6

令和 8 年度米沢市地域公共交通活性化協議会
収支予算（案）

歳入

（単位：円）

項目	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 負担金	1,441,000	0	1,441,000	米沢市負担金
2 補助金	755,000	0	755,000	国庫補助金
3 繰越金	102,395	156,495	△ 54,100	令和7年度から繰越
4 諸収入	505	505	0	預金利子等
歳入合計	2,298,900	157,000	2,141,900	

歳出

款	今年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備 考
1 会議費	357,500	0	357,500	委員謝礼
2 事務費	84,700	27,000	57,700	手数料
3 事業費	1,856,700	130,000	1,726,700	地域公共交通計画策定に係る調査経費、アドバイザー報酬、ICカード購入費等
4 予備費	0	0	0	
歳出合計	2,298,900	157,000	2,141,900	

米沢市地域公共交通計画の改定について

1. 概要

令和4年3月に策定した『米沢市地域公共交通計画（令和4年度～令和8年度）』基本方針「多様な世代・主体の活発な交流を“促し”、日々の活動に“選ばれる”公共交通」の目標達成に向けて、各種施策を推進してきた。この間、施策に基づいた主たる取組として、郊外部の「乗合タクシー」と市街地の「まちなか定額タクシー」の運行を開始したほか、白布線と小野川線を統合した「白布小野川線」、南回り路線を「学園都市線」に見直す等、交通モードの見直しと交通空白地の解消に努めてきた。

ハード面が整ってきた一方で、見直し後のバス路線における鉄道との接続に時間がかかることや分かりやすい均一運賃導入ができなかったことなど、ソフト面において解消できなかった取組もあり、現行計画が令和8年度で終期を迎えることから、今後も公共交通を安定的に維持していくために、令和9年度からの新たな公共交通計画へ改定を行う。

2. 現計画の実績、評価

別紙8参照

3. 計画改定について（案）

上位計画である米沢市総合計画「よねざわしあわせビジョン2035」において道路・公共交通が目指す姿、及び成果指標は以下のとおり示されている。

目指す姿			
 快適な道路環境が整備され、日々の生活に選ばれる公共交通が充実し、 多様な世代・主体が活発に交流するまち 			
地域間交流を促す広域交通網の整備促進と合わせ、利便性の高い市内道路の整備を推進します。また、市内全域の公共交通を維持・継続するため、運行内容を適宜見直し、利便性を高めながら効率的な運行を図ります。			
成果指標			
指標	R6基準	R12目標	担当課
道路の改良延長（供用開始延長）	（単年） 0.94km	延べ 3.30km	土木課
長寿命化対策を実施した橋りょう数の割合	20.2% (61/301)	23.9% (72/301)	土木課
市民アンケートによる「転居したい理由」として、 交通の便が悪い、通勤・通学に不便の割合	35.5%	18.0%	地域振興課
学生アンケートによる「本市の良くないところ」として、 交通の便が悪い、通勤・通学に不便の割合	高校生 63.7% 大学生 84.0%	高校生 32.0% 大学生 42.0%	地域振興課

本計画の改定についても、上位計画の考えを踏まえ、現計画の取組状況や調査事業の結果から洗い出される課題を解消するための施策を検討する。

なお、調査事業として以下の調査を行う。

1. 郵送による市民アンケート調査
2. バス利用者へのアンケート調査
3. まちなか定額タクシー乗降データ分析
4. 乗合タクシー乗降データ分析
5. 路線バス乗降データ分析（分析結果図表化）
6. 関係者へのヒアリング調査

4. 今後のスケジュール（案）

月	協議会開催	実施事業	
5月	第1回開催 ・スケジュール改定方針等	・アンケート案作成	・バス/まちなか定額タクシー乗降データ分析
6月		・アンケート実施	
7月		・アンケート結果集計 ・関係者ヒアリング ・各調査事業の結果を精査	
8月	第2回開催 ・アンケート結果を踏まえた課題の整理		
9月	第3回開催 ・骨子案提示（基本的な方針） ・サービス継続事業について		・図表作成
10月			
11月	第4回開催 ・計画案整理（KPI設定） ・バプコメ実施について		
12月		・バプコメ実施	
1月	第5回開催 ・計画案最終検討 ・バプコメ結果報告	・バプコメ結果を計画案に反映	
2月			
3月			

基本目標 1：市街地における公共交通の利便性の向上

指標	単位							目標値
		2019	2020	2022	2023	2024	2025	2026
公的資金の投入額	千円/年	74,391	90,419	84,057	93,120	127,227	-	82,405
通学定期券の年間発行枚数（循環バス）	枚/年	60	60	102	73	192	193	70
市街地循環バスの年間利用者数	千人/年	116	86	116	125	151	153	101

基本目標 2：市街地における公共交通の利便性の向上

指標	単位							目標値
		2019	2020	2022	2023	2024	2025	2026
公共交通の年間利用者数 （路線バス・乗合タクシー等）	千人/年	280	211	223	232	278	331	245

基本目標 3：圏域連携・都市間連携・事業者間連携の維持・活性化

指標	単位							目標値
		2019	2020	2022	2023	2024	2025	2026
広域的な公共交通の年間利用者数 （鉄道：米沢駅）	千人/年	811.4	488.7	614.7	673.1	677.5	※現時点 で未公表	811.4
広域的な公共交通の年間利用者数 （高速バス米沢～仙台線）	千人/年	68	25	50	56	53	63	47

基本目標 4：公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上

指標	単位							目標値
		2019	2020	2022	2023	2024	2025	2026
バス待ち環境の改善箇所(累計)	箇所	0	0	3	4	17	22	5

改善年度	バス停名称	箇所数	改善内容
2022	信夫町	1	スタジオ八百萬軒下へ標識移動
	米沢市役所前	2	標識を廃止し、上屋壁面へ時刻表設置
2023	市立病院・三友堂病院前	1	新病院開設に伴い新規バス停の設置
2024	上杉神社前	1	バス停見守り隊認定
	城南1丁目	2	バス停見守り隊認定
	二中前	2	バス停見守り隊認定
	米沢営業所前	2	バス停見守り隊認定
	NTT前	2	バス停見守り隊認定
	米沢駅前	1	広告付きベンチ設置
	山大正門	1	広告付き上屋設置
	イオン米沢前	2	広告付き上屋設置
	皇大神社前	1	バス停移設(落雪対策)
2025	興譲館高校前	1	バス停移設(夏場の鳥獣被害対策)
	徳町西	1	バス停見守り隊認定
	法泉寺西	1	バス停見守り隊認定
	栄養大・米短前	1	バス停見守り隊認定
合計		22	

基本目標 5：生活の基盤となる公共交通の持続性の向上

指標	単位							目標値
		2019	2020	2022	2023	2024	2025	2026
地域協働に向けた協議地区数（累計）	箇所	0	0	3	4	8	9	5

年度	地区名称	箇所数
2022	六郷、南原、三沢	3
2023	南部	1
2024	上郷、窪田、愛宕、塩井	4
2025	万世	1
合計		9

重点事業の実施状況

1. 市街地の魅力向上プロジェクト			
事業名称	達成状況	補足	
①市街地路線の再編・見直し	△	南回り線の見直しは行ったが、循環路線のパターンダイヤ化については未実施。 循環路線は2台体制で運行しており、1便あたりの運行時間が1時間以上である現状では1時間ヘッドでのパターンダイヤ化は難しく、運行経路やダイヤの見直しが必要。	
②米駅の誘導サイン等の改善	○	令和4年度に改善計画を作成し、令和5年度と6年度に実施。	
③ナセBAの交通拠点としての機能強化	○	ナセBA前の一方通行解除に伴い、市内全バス路線がナセBA前バス停を経由する経路に見直し。	
2. 市街地へのアクセシビリティ確保プロジェクト			
事業名称	達成状況	補足	
①郊外部の路線バスの再編・見直し	○	利用が少ないバス路線を廃止し、需要があるデマンド型の乗合タクシーを導入した。 山交バス白布線と小野川線を統合し、観光利用と住民の生活利用を想定したバス路線へと見直した。	
②運行方法・交通モード等の見直し	○		
3. 広域連携強化プロジェクト			
事業名称	達成状況	補足	
①鉄道との接続性向上	△	学園都市線及び白布小野川線の運行開始に合わせて鉄道との接続を意識したダイヤ設定とした。一方で、バスから鉄道への乗り継ぎが遅延により間に合わない状況があるので見直しが必要。	
②維持・管理に要する財源の確保	○	フィーダー系統に対して国庫補助事業を活用した。	
③奥羽新幹線の整備と米沢・福島間トンネル整備の早期実現	○	新幹線を活用した輸送事業や、著名人を招いたトークショー等を実施し機運醸成を図るとともに、国への要望活動を実施した。	
4. 利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト			
事業名称	達成状況	補足	
①運賃制度の見直し	×	学園都市線の乗り継ぎ割引は実施したものの、市民バスと路線バスの同一運賃は未達成。市街地においてはまちなか定額タクシーも運行しているため、バスだけではなく各交通モードにおける運賃とのバランスを考えて見直しが必要。	
②バス待ち環境の改善	○	山大正門バス停及びイオン前バス停における上屋の設置、米沢駅におけるベンチの設置。バス停見守り隊制度の開始。	
③運行情報の公表（オープンデータ）・更新	○	GTFSデータの公表・更新を行い、各交通系検索サービスに反映。	
④総合的な公共交通マップ・時刻表の作成	△	継続的に交通モードの見直しを行っていたため、総合的なバスマップを作成するに至らなかったが、米沢駅前バス停にバス路線の総合案内板を設置した。	
5. 公共交通の基盤固めプロジェクト			
事業名称	達成状況	補足	
①ICカードの活用	○	ICカードを市役所、米沢駅観光案内所（ASK）で販売した。 ICカード利用により得られる乗降データを路線の見直しに活用した。	
②バスの乗り方教室の実施	○	希望した市内各小学校において、山形交通株式会社がバスの乗り方教室を実施した。 バスの乗り方使い方のパンフレットを作成し、市内の小学校で授業に活用してもらった。	
③地域主体の交通サービスの導入等の支援	△	郊外部の地区において、交通手段確保・維持に向けた協議会の立ち上げを行い、地区毎の公共交通導入に向けた協議・検討を行い運行開始に至った。 一方で地域が主体的に自ら実施する取組（例：吾妻町タクシー）は未実施。	
④企業や免許返納者に対する利用促進策の展開	△	八幡原工業団地総務部会と協議し、八幡原企業において短時間労働者が利用できる時間帯の便を万世線で設定した。一方で具体的な利用促進策については、市役所内関係部署（商工課、環境課、生活安全課）との連携が必要と検討したものの未実施である。	
※達成状況：○（達成）、△（一部達成）、×（未達成）			
その他の事業の実施状況			
6. その他			
事業名称	達成状況	補足	
①広域的な移動の検討	-	公立置賜病院利用者への移動に関するヒアリングを実施した。	
②万世線バス車両ヘラッピング	-	万世線車両更新にあわせて、万世地区ゆかりの前田慶次をモデルにしたキャラクターをラッピングした。	
③交通事業者の運転手確保支援	-	夜間のタクシー車両確保の取組として、啓発ポスターの作成・配布を行った。	

1. 市街地の魅力向上プロジェクト		
事業名称	市街地路線の再編・見直し	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○市街地循環路線南回り線を見直し学園都市線として令和6年度から運行開始した。		
○市街地循環路線（右回り・左回り）ダイヤ等調整した。		
○令和7年度からまちなか定額タクシーの運行を開始した		
各年度の取組		
R4	計画策定時のアンケート結果を元に南回り線の見直し案について検討した。 市街地循環路線（右回り・左回り）の冬季ダイヤにおいて、すこやかセンターバス停に待機時間を設けて、冬季間に生じる遅延解消を図った。	
R5	市街地循環路線（右回り・左回り）の発着を米沢駅東口に変更した。 南回り線の見直しに向けて、運行事業者である山形交通をはじめ、関係者と協議を行った。 市内タクシーの市街地における運行需要調査を行った。	
R6	南回り線を見直し、学園都市線として運行開始。運行便数が8便/日から11便/日に増加し、アンケート調査でも需要のあった市街地北部の商業施設方面を経由するルートとなった。 まちなか定額タクシーの運行内容について、米沢地区ハイヤー協議会と協議した。	
R7	まちなか定額タクシーの運行を開始し、各循環路線と組み合わせ利用することで、市街地における移動しやすさを確保した。 学園都市線の運行内容について、米沢栄養大学・米沢女子短期大学学生との意見交換会を開催した。	
今後の課題		
・学園都市線について、利用者は増加しているもののアンケート調査で需要があった市街地北部方面への利用が少ない。また、片回りであるため利用者の多い興譲館高校、米沢栄養大学、米沢女子短期大学から駅までの移動にかかる時間が長く、道路状況によっては電車との接続に間に合わない便がある等、運行実績から見直しを図っていく必要がある。		
・市街地循環路線（右回り・左回り）について、当初想定していた1時間ヘッドでのパターンダイヤ化は現状の2台態勢で運行、1運行当たり1時間以上かかる状態では実現できないため、パターンダイヤ化を目指すうえでは、運行ルートの変更が必要となる。		
・まちなか定額タクシーについて、登録者・利用者共に増加しているものの、当初想定していた循環バスと合わせての利用についても推進していく必要がある。		

1. 市街地の魅力向上プロジェクト

事業名称 米沢駅の誘導サイン等の改善

実施主体： 米沢市・JR東日本・山形交通

実績の概要

○米沢駅内及び周辺の誘導サイン見直し計画を作成し、設置した。

各年度の取組

R4 プロポーザルを実施し、誘導サイン等のデザイン案を作成した。

R5 米沢駅構内及び周辺の誘導サイン等を新たに設置し、乗継ぎ利便性の向上及び構内の移動がスムーズになった。



※設置した案内サイン等の一部



R6 米沢駅西口バス停に総合案内板（ルートマップ、時刻表、お知らせ等を掲示する）を設置し、バス利用者の利便性向上を図った。

今後の課題

・予定していた誘導サイン等の改善は達成した。今後は利用状況に応じて適宜見直しを検討していく。特にバスの総合案内板については、今後各路線バスの見直しを予定しているので、見直しに合わせた変更が必要となる。

1. 市街地の魅力向上プロジェクト

事業名称 ナセBAの交通拠点としての機能強化

実施主体： 米沢市

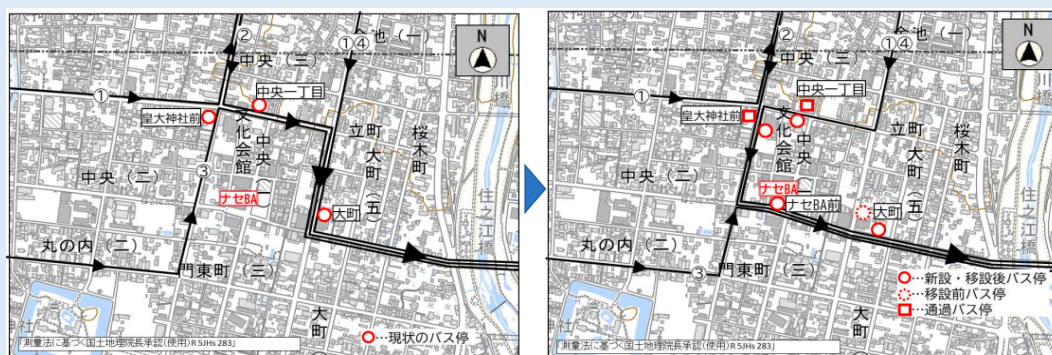
実績の概要

○ナセBA前的一方通行解除に伴い、市内全バス路線がナセBA前を経由するように見直し。

各年度の取組

R6 ナセBA前的一方通行解除に合わせて、市内全バス路線のルートと関係する停留所の見直しを検討。合わせて路線バス運行事業者である山形交通と調整を図った。

R7 市内を運行する全てのバス路線（市街地循環バス（右回り・左回り）、学園都市線、万世線、窪田線、白布小野川線）をナセBA前のバス停を経由するルートに見直し、運行を開始した。
新たにナセBA前、中央1丁目、皇大神社前バス停を設置し、関係する既存のバス停を移動した。



今後の課題

・ナセBAを交通拠点とするバスルートの見直しは達成した。今後は利用状況に応じて適宜見直しを検討していく。
特にナセBAまでの乗継ぎ利用についてどの程度実績があるのか把握し、交通拠点としての機能を果たしているのか確認する。合わせてバス待ち環境の改善を検討する。

2. 市街地へのアクセス性確保プロジェクト		
事業名称	郊外部の路線バスの再編・見直し	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○白布線を廃止し白布小野川線として運行を開始。 ○小松線の廃止。 ○糠野目線の廃止。 ○上郷線の廃止。 ○窪田線の見直し。		
各年度の取組		
R4	山形交通より利用者の減少及び人員不足により、小松線を廃線、上郷線及び小野川線を減便することになったと連絡があったため、廃止・減便に向けて準備を進める。合わせて沿線地区と協議し適切な公共交通の確保について検討を進める。	
R5	小松線廃線、上郷線及び小野川線を減便した。 白布線の廃止と白布小野川線の運行について運行事業者である山形交通と南原地区、三沢地区、両地区温泉関係者、観光課と協議した。	
R6	白布小野川線の運行開始した。 ・南原地区、三沢地区を運行する乗合タクシー料金との公平性及び利用促進を図るため上限運賃制度を設定した。 ・観光利用と地域住民利用を想定した2通りのルートを設定した。 バス路線の見直しについて、交通アドバイザーと山形交通でワーキング委員会を実施し、窪田線の見直しについて検討した。（小中学生利用もあるため、学校教育課も参加） 上郷線を廃止した。（代替交通として乗合タクシーの運行を開始。） 糠野目線を廃止した。	
R7	窪田線を見直し、運行開始した。 ・乗合タクシー運行時間と重複する時間を除いたダイヤへ変更した。 ・興譲館高校生徒の通学利用を想定し、米沢駅で学園都市線と接続するダイヤへ変更した。 ・鶴城高校生徒の通学利用を想定し、米沢駅で万世線と接続するダイヤへ変更した。 ・発着バス停を『外の内』及び『米沢市立病院・三友堂病院前』へ変更した。 ・乗合タクシーとの公平性とバス利用促進を図るために上限運賃制度を設定した。	
今後の課題		
・白布小野川線について、利用者数が少なく運行事業者の負担も大きいとため利用状況に応じて見直しが必要。 ・窪田線について、高校生の利用を想定したダイヤ設定となっているが、利用状況を確認し必要に応じて見直しを行う。		

2. 市街地へのアクセス性確保プロジェクト		
事業名称 運行方法・交通モード等の見直し		実施主体： 米沢市・山形交通 ・タクシー事業者 ・その他運行事業者 ・地域住民
実績の概要		
○郊外部各地区において公共交通のための組織立ち上げ。 ○デマンド型交通（乗合タクシー）の運行開始。 ○各地区乗合タクシーの見直し。		
各年度の取組		
R4	地区住民の公共交通への理解を深めるためにアドバイザーを招き勉強会を開催した。 地区毎の組織の立ち上げ、協議会を開催した。 （六郷、南原、三沢、窪田） 六郷地区住民アンケート実施。結果を踏まえ乗合タクシー運行時刻及びエリアを決定した。 六郷地区住民向け説明会の実施。	
R5	六郷地区乗合タクシー実証運行開始。1 2 月に運行時刻の見直しを行った。 （便数を減らし運行曜日を増やした。） 上郷地区でアドバイザーを招いてのオンライン勉強会を開催した。 山上乗合タクシー（板谷方面）運行時刻の見直しを行った。 （上り便を追加した。） 南原地区・三沢地区組織との協議、住民アンケート実施。結果を踏まえ乗合タクシー運行時刻及びエリアを決定。住民向け説明会を実施した。 綱木地区住民代表と乗合タクシーの導入について協議した。	
R6	南原地区・築沢地区・綱木地区乗合タクシー実証運行を開始した。 愛宕地区・上郷地区・窪田地区組織との協議、住民アンケートの実施。結果を踏まえ乗合タクシー運行時刻及びエリアを決定。住民向け説明会を実施した。 上郷地区乗合タクシー運行開始に向けてサービス継続計画を作成した。 上郷地区乗合タクシーの実証運行を開始した。 田沢地区乗合タクシーについて発時刻を変更した。 山上地区乗合タクシーについて飛び地を追加した。 山上地区乗合タクシー（板谷方面）について鉄道の冬期通過に合わせて増便を行った。 既に乗合タクシーを運行している広幡地区、六郷地区に塩井地区を加え広井郷乗合タクシーとして運行開始することに向けて各地区組織と協議した。 愛宕地区、窪田地区、塩井地区住民向け説明会を実施した。	
R7	上長井地区、窪田地区、広井郷地区乗合タクシー実証運行を開始した。 万世地区でアドバイザーを招いての勉強会開催。組織を立ち上げ、地域の公共交通について協議した。	
今後の課題		
・万世地区を除く郊外部の全地区で乗合タクシーの運行を開始した。万世地区についても令和 9 年度運行開始に向けて地区の組織及び関係者と協議を進めている。今後は全地区で利用状況に応じて見直しを検討する。 ・現在は各地区と市街地間でのみの移動となっているが、各地区間での移動需要があるのか確認し、必要に応じて地区間での移動を可能とする時間の追加等を検討する。 ・乗合率の低迷や、財政負担の増加といった課題があるため、持続可能な公共交通とするために運行内容について事業者を含め各地区と協議を進める。		

3. 広域連携強化プロジェクト		
事業名称	鉄道との接続性向上	実施主体：米沢市・山形交通
実績の概要		
○見直したバスダイヤにおいて米沢駅での鉄道との接続を意識した設定とした。		
各年度の取組		
R5	学園都市線、白布小野川線において、米沢駅での鉄道との接続を意識したダイヤ設定とした。 特に白布小野川線は旅行客を想定し、新幹線との接続を意識した。	
R6	学園都市線、白布小野川線の運行を開始した。 学園都市線において、朝の時間で米沢駅からの乗車が多いため、山形交通及び興譲館高校と調整し、冬季間限定で2台目を運行した。 学園都市線において、10便の米沢駅での電車への接続が間に合わないため、冬季間限定で米沢栄養大学、米沢女子短期大学、興譲館高校を経由し駅へと向かう臨時便の運行を開始した。	
R7	前年度に引き続き、学園都市線において冬季間限定で朝の増便と夕方の臨時便を運行した。	
今後の課題		
・学園都市線において、道路の渋滞状況及び降雪時の状況により鉄道との接続が間に合わず応急的な対応を行っているため、利用状況を把握し改善に努める。		

3. 広域連携強化プロジェクト		
事業名称	維持管理に要する財源の確保	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○地域内フィーダー系統確保維持費補助金を活用し、財源を確保した。		
各年度の実績		
R4	地域内フィーダー系統確保維持費補助金の申請（12,365千円）	
R5	地域内フィーダー系統確保維持費補助金の申請（9,658千円）	
R6	地域内フィーダー系統確保維持費補助金の申請（9,876千円）	
R7	地域内フィーダー系統確保維持費補助金の申請（64,486千円）	
今後の課題		
・引き続き国庫補助を有効に活用し、公共交通の維持確保に努める。		
・R7年度については、アドバイザーの助言によりサービス継続計画を策定したことで補助額が大幅に増加した。今後も有利となる国庫補助等について積極的に情報収集を行い、活用していく。		

3. 広域連携強化プロジェクト		
事業名称	奥羽新幹線の整備と米沢-福島間トンネル整備の早期実現	実施主体： 米沢市・山形県
実績の概要		
○要望活動・利用促進及び機運醸成のための取組み実施。		
各年度の取組		
R4	新幹線を活用した精密機械部品輸送を行った。 管内住民の理解と機運醸成のために、置賜ゆかりの著名人を招いたトークショーを開催した。 国及び東日本旅客鉄道への要望活動を行った。	
R5	新幹線を活用した生鮮等の輸送及び横浜市での販売を行った。 JR東日本の重点販売期間に合わせて東京駅、品川駅のデジタルサイネージに置賜各市町のイベントを掲載した。 国及び東日本旅客鉄道への要望活動を行った。	
R6	新幹線を活用した生鮮等の輸送及び横浜市での販売を行った。 国及び東日本旅客鉄道への要望活動を行った。	
R7	新幹線を活用した生鮮等の輸送及び横浜市での販売を行った。 国及び東日本旅客鉄道への要望活動を行った。 市役所庁舎で懸垂幕の掲示を行った。	
今後の課題		
・引き続きトンネル整備に向けて、利用促進及び機運醸成のための取組みを実施する。 令和5年からは同じ取り組みが続いているので、新たな取組みについて検討する。		

4. 利用しやすさ・分かりやすさ改善プロジェクト		
事業名称	運賃制度の見直し	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○学園都市線における乗継割引の実施。 ○山形交通への相談。		
各年度の取組		
R5	山形交通へ同一運賃実施について相談した。 学園都市線について、駅での乗継割引について山形交通と調整を行った。	
R6	学園都市線の運行開始に合わせて米沢駅での乗継割引を実施した。 ※学園都市線を利用し米沢駅で降車した場合に、次便について無料で乗車することができる。	
今後の課題		
・運賃制度の見直しについて十分な検討ができていない。バスに限らずまちなか定額タクシー等も含めた市街地の各公共交通におけるバランスを考えて、見直しに向けた研究を進める。		

4. 利用しやすさ・分かりやすさ改善プロジェクト		
事業名称	バス待ち環境の改善	実施主体：米沢市・山形交通 ・地域住民等
実績の概要		
○バス停上屋、ベンチの設置。 ○バス停見守り隊事業の開始。		
各年度の取組		
R4	信夫町バス停について、スタジオ八百万より提案を受け、バス停留所標識を軒下へと移動し、バス待ち環境を改善した。 イオン米沢前及び山大正門バス停の上屋設置に向けて長田広告株式会社と協定を締結した。 米沢市役所前バス停について、バス停標識を撤去し壁面へ時刻表を設置することでバス待ちスペースを確保し、路線ごとに色分けした表示とすることで視認性を高めた。	
R5	3箇所に分かれていた上杉神社前バス停（市街地循環路線右回り・左回り、白布線、仙台行き高速バス）を上杉城史苑駐車場内へ集約することに向けて関係者と協議を行った。 イオン米沢前及び山大正門バス停の上屋設置に向けて占用申請を行った。	
R6	イオン米沢前及び山大正門バス停の上屋を設置した。 長田広告株式会社と協定を締結し、米沢駅前バス停にベンチを設置した。 令和5年度に協議を行った、上杉神社前バス停について利用を開始した。合わせて、路線バスと貸切バスの誘導白線、看板、花壇を改修したベンチ、壁面時刻表、防犯灯を設置した。 興譲館高校前バス停防犯灯を設置した。 バス停見守り隊事業を開始した。令和6年度の認定箇所は9箇所。	
R7	落雪の危険性があるため、皇大神社前バス停の移動を行った。 興譲館高校前バス停について、鳥獣被害の危険性があったため、夏場限定で移動を行った。 バス停見守り隊の認定を行った。令和7年度の認定箇所は3箇所。	
今後の課題		
・各バス停におけるバス待ち環境の改善を行い、利用しやすさが向上した。 ・バス停見守り隊の認定件数増加に向け、広く認知してもらえるように周知活動を行う必要がある。特に冬季間の降雪によるバス待ち環境の悪化は著しいので、協力してくれる見守り隊を増やしていく必要がある。		

4. 利用しやすさ・分かりやすさ改善プロジェクト		
事業名称	運行情報の公表（オープンデータ）・更新	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
OGTFSデータの公表・更新		
各年度の取組		
R4	GTFSデータの公表・更新を行い、各交通系検索サービスへ反映させた。	
R5		
R6		
R7		
今後の課題		
・今後もGTFSデータの公表・更新を行い、各検索サービスで活用していただくと共に、検索ツールの利用促進も行う。		

4. 利用しやすさ・分かりやすさ改善プロジェクト		
事業名称	総合的な公共交通マップ・時刻表の作成	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○総合的な公共交通マップについて内容の検討。 ○米沢駅前バス停にルートマップ、時刻表を含む総合案内板の設置。		
各年度の取組		
R5	総合的な公共交通マップについて内容の検討を行ったが、計画内で継続的に交通モードの見直しを行うため、現計画内での公共交通マップの作成は断念した。	
R6	米沢駅前バス停に総合案内板（ルートマップ、時刻表、お知らせ等を掲示する）を設置した。	
今後の課題		
・駅前に総合案内板は設置したものの、バスマップの作成には至らなかった。次期計画のなかである程度バス路線の見直し内容が決まり次第作成する。 ・他自治体の交通マップを研究し、米沢市版公共交通マップ作成に向けて検討を進める。		

5. 公共交通の基盤固めプロジェクト		
事業名称	ICカードの活用	実施主体：米沢市・山形県 ・山形交通
実績の概要		
○ICカードの利用開始 ○ICカード普及活動		
各年度の取組		
R4	市内各バス路線において交通系ICカードの利用を開始した。 ICカード普及促進のためチラシを作成し全戸配布を行った。 循環路線（右回り・左回り）、万世線バス停にICカード周知チラシを掲示した。 米沢市役所窓口でyamako chericaの販売を行った。 コロナ禍における学生支援のため、市内の大学等に在学する学生を対象にyamako chericaを配布した。	
R5	米沢市役所窓口でyamako chericaの販売を行った。 米沢駅観光案内所（ASK）でのICカード販売を検討した。 NCV学生チャンネル番組内でICカードの宣伝を行った。	
R6	米沢市役所窓口でyamako chericaの販売を行った。 米沢駅観光案内所（ASK）でのyamako cherica販売を開始した。	
R7	米沢市役所窓口でyamako chericaの販売を行った。 米沢駅観光案内所（ASK）でのyamako cherica販売を行った。	
今後の課題		
・引き続き交通系ICカードの利用促進を行うとともに、ICカードの利用で得られる乗降データを、各バス路線の見直しの際に活用していく。		

5. 公共交通の基盤固めプロジェクト		
事業名称	バスの乗り方教室の実施	実施主体： 米沢市・山形交通
実績の概要		
○バスの乗り方教室の実施 ○バスの乗り方使い方パンフレットの作成		
各年度の取組		
R4	コミュニティセンター館長会で乗り方教室の周知を行った。 山形交通が乗り方教室を行った。（松川小学校）	
R5	乗り方教室や小学生の遠足時に活用することを想定し、バスの乗り方・使い方パンフレット作成した。 山形交通が乗り方教室を行った。（松川小学校）	
R6	米沢市小中学校校長会で乗り方教室の周知を行った。 山形交通が乗り方教室を行った。（東部小学校、西部小学校、松川小学校、塩井小学校）	
R7	米沢市小中学校校長会で乗り方教室の周知を行った。 山形交通が乗り方教室を行った。（松川小学校）	
今後の課題		
・自家用車社会であり、バスを利用したことがない人が多いので、少しでもバス利用のハードルを下げるために積極的に乗り方教室の実施を促す必要がある。		

5. 公共交通の基盤固めプロジェクト		
事業名称	地域主体の交通サービスの導入等の支援	実施主体：米沢市・運行事業者 ・地域住民
実績の概要		
○地域が主体となる協議会の立ち上げ ○各地区交通モードの導入		
各年度の取組		
R4		
R5		
R6	「重要事業：運行方法・交通モード等の見直し」と同様	
R7		
今後の課題		
・各地区における協議会の立ち上げ及び公共交通の運行開始には至ったものの地域が主体的に自ら実施する取組（例：吾妻町タクシー）は未実施である。今後は既存の公共交通の見直しを進める中で持続可能性を高めるためにも地域が主体となれる公共交通について、引き続き検討する必要がある。		

5. 公共交通の基盤固めプロジェクト		
事業名称	企業や免許返納者に対する利用促進策の展開	実施主体：米沢市・企業・市民等
実績の概要		
○八幡原企業協議会との協議。 ○万世線の運行ルート見直し。		
各年度取組		
R4	八幡原企業協議会、米沢養護学校、ハローワーク米沢、社会福祉課、商工課と八幡原企業におけるバス利用調査及び八幡原企業専用バス運行案を元に協議を行った。	
R5	交通アドバイザーを招き、八幡原企業協議会と交通弱者のための公共交導入について勉強会を開催した。 八幡原企業協議会と協議を行い、市民バス万世線に八幡原工業団地内を経由するルートを追加することとなった。運行時間は障がい者雇用者の短時間勤務を想定した設定とした。	
R6	八幡原工業団地内を経由するルートの運行を開始した。 八幡原企業全体で利用できるように使用者を特定しない持参人式定期券を新たに設定した。 八幡原企業協議会からの提案で再度運行時間の見直しを検討した。	
R7	令和6年度検討内容を踏まえて、八幡原工業団地を経由する時刻を見直した。	
今後の課題		
・八幡原企業との協議を踏まえた見直しを実施したものの、企業や免許返納者を対象にした具体的な利用促進策については未実施であるため、関係部署と（商工課、環境課、生活安全課）と連携し、実施に向けて協力していく必要がある。		

6. その他

事業名称

重点事業以外で取組んだ事業

実施主体：

米沢市等

実績の概要

- 広域的な移動の検討
- ラッピングバス車両整備
- 交通事業者の運転手確保支援

各年度取組

- R4 公立置賜病院利用者への移動に関するヒアリング調査を行った。公共交通での移動は5.4%であり、大部分が自家用車での移動であった。
万世線車両更新に合わせて、万世地区にゆかりのある前田慶次をモデルにした漫画作品「花の慶次」のキャラクターをラッピングした。
よねざわ雪灯籠まつりでラッピング車両の展示を行った。

※ラッピング車両画像



- R5 上杉まつり（川中島の合戦）会場でラッピング車両の展示を行った。
- R7 市内タクシー事業者と米沢市長との意見交換会を実施した。
米沢地区ハイヤー協議会からの提案を受け、夜間のタクシー車両確保の取組みとして、米沢商工会議所からの賛同、協力を得て、啓発ポスターの作成及び配布を行った。
※新潟県柏崎市、福島県タクシー協会でも同様の取組を実施。
交通事業者の第二種免許取得支援補助事業の実施について検討及び調整を進め、R8年度に実施することとなった。

今後の課題

- ・自家用有償運送車両でのフルラッピングバスという事で珍しい取組ではあるものの、利用者の大幅増には繋がっていないため、ラッピングの継続も含めて検討する必要がある。
- ・事業者の運転手確保等の支援について、実施事業の効果検証を踏まえ継続して検討する必要がある。

まちなか定額タクシー運行実績

資料 9

まちなか定額タクシー 9 月 ~ 3 月 利用実績 (7 か月分)

メーター運賃 (円)	運賃収入 (円)	負担金額 (円)	運行回数 (回)	1 運行あたりのメーター運賃 (円)	1 運行あたりの負担金額 (円)	利用者数 (人)
42,676,160	15,117,750	27,558,410	34,576	1,234	797	40,635

◆ 1 運行あたりのメーター運賃

	メーター運賃	平均
最大	4,620	1,234
最小	620	

◆ 運行日数

167

◆ 利用者数 (人)

項目	人数	備考
全体	40,635	同乗者も含めた人数 a (利用者数と同数)
延べ人数	34,576	同乗者を除いた人数 b (運行回数と同数)
1台あたり	1.18	人/台
実人数	2,809	複数回利用した人を 1 とカウントした人数 c
月末登録者数	6,155	死亡、転居、二重登録により欠番になった人も含める

※cが複数回利用=b、bに同乗した人も含めた人数=a

◆ 時間帯別

時間帯	件数	割合
9	6,488	19%
10	6,535	19%
11	5,672	16%
12	4,033	12%
13	3,844	11%
14	3,553	10%
15	3,123	9%
16	1,277	4%
17	51	0%
合計	34,576	

◆ 年代別

年代	件数	割合
100	2	0%
90	3,361	10%
80	15,625	45%
70	8,986	26%
60	2,899	8%
50	1,344	4%
40	993	3%
30	624	2%
20	408	1%
10	214	1%
0	16	0%
不明	104	0%
合計	34,576	

◆ 曜日別

曜日	件数	割合
月曜日	5,399	16%
火曜日	6,900	20%
水曜日	6,132	18%
木曜日	5,898	17%
金曜日	6,669	19%
土曜日	3,578	10%
合計	34,576	

◆ 1 人あたり乗車回数

乗車回数	人数	割合
100回以上	23	0.8%
90~100回未満	11	0.4%
80~90回未満	9	0.3%
70~80回未満	15	0.5%
60~70回未満	24	0.9%
50~60回未満	45	1.6%
40~50回未満	68	2.4%
30~40回未満	129	4.6%
20~30回未満	205	7.3%
10~20回未満	449	16.0%
10回未満	1,831	65.2%
合計	2,809	

◆ 一般・障がい別

料金	件数	割合
250	8,681	25%
500	25,895	75%
合計	34,576	

◆ 1 台あたり乗車人数

乗車人数	件数	割合
1	28,888	84%
2	5,369	16%
3	267	1%
4	52	0%
合計	34,576	

米沢市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 米沢市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を米沢市金池五丁目2番25号米沢市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 米沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省東北運輸局
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって該当委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提供又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、公共交通政策に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務等について、必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、米沢市企画調整部地域振興課に置く。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局においてこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年5月31日から施行し、改正後の米沢市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。